

【 土 木 事 業 要 望 留 意 事 項 】

建設部土木課

要望される場合は、下記事項にご留意いただき要望書等を提出してください。

1 土木事業要望書への添付資料（様式1）

要望箇所については早期の現場確認に努めます。その際に、要望箇所の確認できる地図と状況写真が必要となりますので添付をお願いします。

2 規模の大きな改良工事等（様式1）

規模の大きな道路改良や河川改修につきましては、国、県の補助金等を利用して実施することとなり長期的な計画と必要諸条件等がありますので、事前に土木課または各支所地域整備課までご相談ください。

3 要望への回答（様式1）

提出いただいた要望への回答は、9月末と2月末に回答させていただきます。なお、早期に対応する案件については随時連絡させていただきます。

また、回答にはA,B,Cのランクを付けさせていただきますので、対応の時期や次回要望等の目安としてください。

A:早期に対応するもの B:予算確保が出来しだい対応するもの C:対応が困難なもの

4 原材料支給等について（様式2）

- (1) 道路や水路等の地元で行う修繕工事等に対して原材料支給をさせていただきます。
- (2) 原材料支給できる資材は、コンクリート、側溝、甲蓋、ブロック、砕石、アスファルトなどの主要材料です。（釘、針金、ポンドなど諸資材は支給できません。）
- (3) 支給量については、予算と要望件数により希望に添えない場合があります。
- (4) 道路の修繕作業に必要な建設機械のリースも行います。その際には、適切な運転資格者が必要となりますのでご配慮ください。

5 燃料支給について（様式3）

- (1) 市道、河川等の維持管理に使用する草刈機等の燃料（混合油）支給をさせていただきます。
- (2) 燃料支給は0.5リットル/時・台を目安として申請してください。

6 赤線（里道）、青線（水路）の修繕等について

原則、地域での維持管理をお願いしております。原材料支給等を活用していただき、地域での対応をご検討ください。

7 その他の道路等

林道は森林課、農道、農業用水路などについては農業課へそれぞれ要望をお願いします。